

○総務省告示第五百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2から第4まで及び第6並びに別表第二号の三第1及び第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

別表第一号中

道路交通情報通信用

RDV

を

道路交通情報通信用

RDV

高度道路交通システム用

ITS

に改める。

別表第二号中

道路交通情報通信に関する事項

RDV

を

道路交通情報通信に関する事項

RDV

高度道路交通システムに関する事項

I T S

に改める。